

住宅性能評価業務規程

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

目次

第1章 総則

- 第1条 趣旨
- 第2条 基本方針
- 第3条 評価等の業務を行う時間及び休日
- 第4条 事務所の所在地
- 第5条 評価等の業務を行う区域
- 第6条 評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第7条 設計住宅性能評価の申請
- 第8条 長期使用構造等確認の申請
- 第9条 住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請
- 第10条 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約
- 第11条 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認
- 第12条 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ
- 第13条 設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更
- 第14条 設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付
- 第15条 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

- 第16条 建設住宅性能評価の申請
- 第17条 建設住宅性能評価の申請の受理及び契約
- 第18条 建設住宅性能評価
- 第19条 新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査
- 第20条 建設住宅性能評価の申請の取り下げ
- 第21条 建設工事の変更
- 第22条 建設住宅性能評価書の交付

第4章 評価員等

- 第23条 評価員の選任
- 第24条 評価員の解任
- 第25条 評価員の配置
- 第26条 評価員の教育
- 第27条 評価等の業務の実施及び管理の体制

第28条 評価員等の身分証の携帯

第29条 秘密保持義務

第5章 評価料金等

第30条 評価料金等の額

第31条 評価料金等を減額、増額するための要件

第32条 評価料金等の収納

第33条 評価料金等の返還

第34条 負担金の納付

第6章 雑則

第35条 登録の区分等の揭示

第36条 評価業務規程等の公開

第37条 財務諸表等の備付け

第38条 財務諸表等に係る閲覧等の請求

第39条 帳簿及び書類の保存期間

第40条 帳簿及び書類の保存及び管理方法

第41条 電子情報処理組織に係る情報の保護

第42条 評価等の業務に関する公正の確保

第43条 損害賠償保険への加入

第44条 事前相談

附則

住宅性能評価業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下、「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) センターが休暇として別に定める日

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 センターの所在地は、

主たる事務所	草津本部	滋賀県草津市南草津三丁目12番地6
従たる事務所	彦根事務所	滋賀県彦根市大東町14番17号
	大津事務所	滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号
	近江八幡事務所	滋賀県近江八幡市桜宮町294番

とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 センターの業務区域は、滋賀県全域及び京都府全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認を求めようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

- 第9条 法第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、住宅を新築する場合は設計住宅性能評価、住宅を新築する場合以外は建設住宅性能評価に関する規定を適用する。
- 2 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る次条以降の規定については、住宅性能評価の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

- 第10条 センターは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者とセンターは別に定める「住宅性能評価業務約款」に基づき、設計住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。

- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 評価料金の額に関すること。
 - ② 評価料金の支払期日に関すること。
 - ③ 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下、この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - ② 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - ② 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - ③ 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ④ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ⑤ ④の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - ② 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - ③ 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第 11 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第 13 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第 14 条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下、「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、次に定める方法に従う。

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○ - ○○ - ○○○○ - ○ - ○ - ○○○○○

1～3桁目	当機関の指定番号
4～5桁目	01：主たる事務所（草津本部） 02：大津事務所 03：彦根事務所 04：近江八幡事務所
6～9桁目	評価書交付の西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、順に付するものとする。）

3 長期使用構造等確認書の交付番号は、次に定める方法に従う。

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○ - ○○ - ○○○○ - ○ - ○ - ○○○○○

1～3桁目	当機関の指定番号
4～5桁目	51：主たる事務所（草津本部） 52：大津事務所 53：彦根事務所 54：近江八幡事務所
6～9桁目	確認書交付の西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築 3：建築行為なし
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、順に付するものとする。）

- 4 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 5 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 6 前5項（ただし、第1項第3号及び第2項、第3項を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。センターが確認を行い、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、センターが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下、「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする

する者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただしセンターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類

4 申請者は、第2項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下、「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第17条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者とセンターは別に定める「住宅性能評価業務約款」に基づき、建設住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示

事項に関する事項

- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - ② 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 評価料金の額に関すること。
 - ② 評価料金の支払期日に関すること。
 - ③ 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下、この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - ② 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - ③ 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - ② 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - ③ 申請者は、センターが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ④ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないうことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ⑤ ④の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ① 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

- ② 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- ③ 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 18 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第 4 項又は第 5 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 19 条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記第 1 号様式により通知しなければならない。

- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 20 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書をセンターに提出するものとする。

2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第 21 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第 22 条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 センターは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第 23 条 センターの理事長（以下、「理事長」という）は、評価等の業務を実施させるため、法第 13

条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

（評価員の解任）

第 24 条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

第 25 条 理事長は、評価等の業務を実施するため、評価員を主たる事務所に 2 人以上、従たる事務所に 1 人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 センターは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

（評価員の教育）

第 26 条 理事長は、評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、センターの行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第 27 条 理事長は、評価等の業務に従事する職員を、第 25 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、主たる事務所に 2 人以上、従たる事務所に 1 人以上配置する。

- 2 理事長は、法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者として性能評価管理者を任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第28条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第2号様式及び第3号様式による。

(秘密保持義務)

第29条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の額)

第30条 評価料金等の額については、別に定める「住宅性能評価業務手数料規程」（以下、「手数料規程」という。）による。

(評価料金等を減額、増額するための要件)

第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが、当該認定書の写しを有しており評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが、当該認定書の写しを有しており評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。

2 センター以外の者が、設計住宅性能評価を行っている工事の建設住宅性能評価の場合は、手数料を増額することができる。

(評価料金等の収納)

第32条 申請者は、別に定める評価料金等を、現金または銀行振込にて納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等の返還)

第33条 収納した評価料金等の返還については、別に定める手数料規程による。

(負担金の納付)

第34条 センターは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を住宅紛争処理支援センターに対して納付する。

第6章 雑 則

(登録の区分等の掲示)

第35条 センターは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第36条 センターは、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ（<http://www.zai-skj.or.jp>）において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第37条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第38条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、この請求をする場合は、センターが別に定める「文書等に関する情報公開閲覧規程」によるものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面交付の請求
 - ① 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をし

た者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

② 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

③ ①及び②に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 39 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで

(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間

(3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間

(4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 40 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

3 前 2 項による他、センターが別に定める「文書管理規程」によるものとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 41 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置についてセンターが別に定める「個人情報管理規程」によるものとする。

（評価等の業務に関する公正の確保）

第 42 条 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
- 5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第43条 センターは、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間5000万円以上であるものかつ地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第44条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

付 則

- この規程は、平成12年10月 4日から施行する。
- この規程は、平成16年 7月 8日から施行する。
- この規程は、平成18年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 6月10日から施行する。
- この規程は、平成21年 7月15日から施行する。
- この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 1月23日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 8月16日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 2月20日から施行する。

1. この規程の施行に伴い、次に掲げる規程は廃止する。

(1) 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程

2. 1による廃止前の業務については、なお従前の例による。

別記第1号様式

建設住宅性能評価検査依頼書

令和 年 月 日

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター 様

申請者

氏名

業務規程第16条第1項の規定に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通
知します。

申請 物件	建築場所	市・町			
	設計住宅性能評価書交 付番号	第036-0-20	-1-	-	号 月 日
	検査日	第1希望日時	令和 年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> AM	<input type="checkbox"/> PM
		第2希望日時	令和 年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> AM	<input type="checkbox"/> PM
		<input type="checkbox"/> 基礎	<input type="checkbox"/> 躯体	<input type="checkbox"/> 断熱	<input type="checkbox"/> 完成
	月 日	月 日	月 日	月 日	

代理者 (管理者)

会社名

氏名

連絡先 TEL

FAX

FAX返信欄

令和 年 月 日

代理者 様

申請物件検査日 令和 年 月 日 () AM PM

上記の通り、受け付けました。

検査時間は前日に連絡いたします。

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

送信者

別記第2号様式 身分証明書 (評価員)

令和 年 月 日 交付第 号

身分証明書

(評価員)

氏 名

資 格

写真

上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に基づき一般財団法人滋賀県建築住宅センターが選任した評価員であることを証明する。

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター 社印

別記第3号様式 身分証明書

令和 年 月 日 交付第 号

身分証明書

氏 名

資 格

写真

上記の者は、(一財) 滋賀県建築住宅センターの住宅性能評価業務に従事する職員であることを証明する。

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター 社印

住宅性能評価業務手数料規定

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が別に定める「住宅性能評価業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、センターが実施する評価等の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(設計住宅性能評価の料金)

第2条 業務規程第7条に規定する設計住宅性能評価の料金の額は、設計住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、別表第1（い）欄の床面積の合計に応じた（ろ）欄に掲げる額とする。

2 別表第1（い）欄の床面積の合計は、次の表の各項の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各項の右欄に掲げる面積について算定する、また、住宅の計画を変更する場合の料金について定める。なお、センターが、この規定によることが困難と判断する場合については、別途定める額とする。

(1)	住宅を建築する場合（次の（2）から（4）までに掲げる場合を除く。）	当該建築に係る部分の床面積
(2)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積
(3)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合 （大規模な変更は除く）	当該手数料の2分の1
(4)	センターが設計住宅性能評価審査中であつた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合 （大規模な変更は除く）	当該手数料の2分の1

(長期使用構造等確認審査の料金)

第3条 業務規程第8条に規定する長期使用構造である旨の確認の申請一件につき定めるものとし、別表第2（い）欄の床面積の合計に応じた（ろ）欄に掲げる額とする。

2 別表第2（い）欄の床面積の合計は、次の表の各項の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各項の右欄に掲げる面積について算定する、また、住宅の計画を変更する場合の料金について定める。なお、またセンターが、当規定によることが困難と判断する場合については、別途、定める額とする。

(1)	住宅を建築する場合	当該建築に係る部分の床面積
(2)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の長期使用構造確認をセンター以外の機関から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積
(3)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の長期使用構造確認をセンターから受けている場合（大規模な変更を除く）	当該手数料の2分の1

(住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認審査の料金)

第4条 業務規程第9条に規定する住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等であることの確認を要する場合は別表1の(ろ)欄の()書きの金額とする。

(軽微変更該当証明書の発行の料金)

第5条 業務規程第15条に規定する長期使用構造等に係る軽微変更該当証明書の発行手数料については一件当たり2,200円とする。

(建設住宅性能評価の料金)

第6条 業務規程第16条に規定する建設住宅性能評価の料金の額は、建設住宅性能評価申請一件につき、別表第3(ろ)欄の床面積の合計に応じた(は)欄に掲げる額とする。

2 別表第3の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。また、センターが、この規定によることが困難と判断する場合については、別途定める額とする。

3 室内空气中化学物質濃度等の測定については、別途見積による測定料金とする。

(センター以外の者が設計住宅性能評価を行った工事の建設住宅性能評価の料金)

第7条 業務規程第31条第2項により、対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価（設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。）を行った者がセンターでない場合は、前条に規定する料金の額に別表第3(に)欄に掲げる額を加算するものとする。

(建設住宅性能評価の再評価料金)

第8条 建設住宅性能評価において、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条第1項の規定に基づく、再評価を行う場合の料金の額は、当該手数料の2分の1の額とする。

(再検査の料金)

第9条 現場検査で不適合となり、工事の修正後に行う再検査の料金は、別表第3(ほ)欄に掲げる額を別途納入する。

(既存住宅性能評価の料金)

第10条 業務規程第16条第3項に規定する既存住宅性能評価の料金の額は、既存住宅性能評価申請1件につき、別表第4により、計算した額とする。

(評価料金の返還)

第11条 評価業務のうち設計住宅性能評価において、収納した評価料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

2 評価業務のうち建設住宅性能評価において、契約の取り下げ及び解除に伴い評価料金の一部を返還する場合は、別表第5により計算した額とする。

付 則

この規程は、平成12年10月4日から施行する。

この規程は、平成16年7月8日から施行する。

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月25日から施行する。

この規程は、平成21年6月10日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月20日から施行する。なお、従前の長期優良住宅建築等計画に係る技術審査手数料規程は廃止する。

(別表第1)

設計住宅性能評価の料金 (一戸建て住宅 一般)

(い) 床面積の合計	(ろ) 評価料金の額(円)
200㎡以下	42,000 (47,000)
200㎡を超え500㎡以下	52,000 (57,000)

設計住宅性能評価の料金 (一戸建て住宅 型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証)

(い) 床面積の合計	(ろ) 評価料金の額(円)
200㎡以下	25,000 (30,000)
200㎡を超え500㎡以下	30,000 (35,000)

設計住宅性能評価の料金 (共同住宅 一般)

(い) 床面積の合計	(ろ) 評価料金の額(円)
500㎡以下	50,000 (60,000) + M×4,000
500㎡を超え1,000㎡以下	70,000 (80,000) + M×4,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	110,000 (160,000) + M×4,000
2,000㎡を超え3,000㎡以下	150,000 (200,000) + M×4,000
3,000㎡を超え5,000㎡以下	250,000 (330,000) + M×4,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	470,000 (570,000) + M×4,000

※ Mは評価を行う戸数

設計住宅性能評価の料金 (共同住宅 型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証)

(い) 床面積の合計	(ろ) 評価料金の額(円)
500㎡以下	30,000 (35,000) +M×3,000
500㎡を超え1,000㎡以下	40,000 (45,000) +M×3,000

※ Mは評価を行う戸数

※ 全ての料金には消費税を含む。

※ 床面積の合計で範囲外は別途見積もりとする。

※住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、() 書きの額とする。

(別表第2)

「新築」の場合

長期使用構造等確認手数料の料金 (一戸建て住宅 一般)

(い) 建築物の床面積の合計	(ろ) 手数料の額(円)
200㎡以下	42,000
200㎡を超え500㎡以下	52,000

長期使用構造等確認手数料の料金 (一戸建て住宅 型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証)

(い) 建築物の床面積の合計	(ろ) 手数料の額(円)
200㎡以下	25,000円
200㎡を超え500㎡以下	30,000円

長期使用構造等確認手数料の料金 (共同住宅等 一般)

(い) 建築物の床面積の合計	(ろ) 手数料の額(円)
500㎡以下	$50,000 + M \times 4,000$
500㎡を超え1,000㎡以下	$70,000 + M \times 4,000$
1,000㎡を超え2,000㎡以下	$110,000 + M \times 4,000$
2,000㎡を超え3,000㎡以下	$150,000 + M \times 4,000$
3,000㎡を超え5,000㎡以下	$250,000 + M \times 4,000$
5,000㎡を超え10,000㎡以下	$470,000 + M \times 4,000$

※ Mは戸数

長期使用構造等確認手数料の料金 (共同住宅 型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証)

(い) 床面積の合計	(ろ) 評価料金の額(円)
500㎡以下	$30,000 + M \times 3,000$
500㎡を超え1,000㎡以下	$40,000 + M \times 3,000$

- ※ 全ての料金には消費税を含む。
- ※ 床面積の合計で範囲外は別途見積もりとする。

「増築または改築」の場合

長期使用構造等確認手数料の料金（一戸建て住宅 一般）

(い) 建築物の床面積の合計	(ろ) 手数料の額(円)
200㎡以下	63,000
200㎡を超える	84,000

長期使用構造等確認手数料の料金（共同住宅等 一般）

(い) 建築物の床面積の合計	(ろ) 手数料の額(円)
500㎡以下	$65,000 + M \times 6,000$
500㎡を超え1,000㎡以下	$100,000 + M \times 6,000$
1,000㎡を超え2,000㎡以下	$220,000 + M \times 6,000$
2,000㎡を超え3,000㎡以下	$300,000 + M \times 6,000$
3,000㎡を超え5,000㎡以下	$400,000 + M \times 6,000$
5,000㎡を超え10,000㎡以下	$730,000 + M \times 6,000$

※ Mは戸数

- ※ 全ての料金には消費税を含む。
- ※ 床面積の合計で範囲外は別途見積もりとする。

(別表第3)

建設住宅性能評価の料金（一般）

(い) 種別	(ろ) 床面積の合計	(は) 評価料金の額(円)	(に) 料金の加算額(円)	(ほ) 追加検査一回当たりの料金の額(円)
戸建住宅	200㎡以下	82,000	35,000	12,000
	200㎡を超え 500㎡以下	90,000	35,000	12,000

(い) 種別	(ろ) 床面積の合計	(は) 評価料金の額(円)	(に) 料金の加算額(円)	(ほ) 追加検査一回当たりの料金の額(円)
共同住宅	500㎡以下	$N \times 20,000 + M \times 10,000$	$N \times 17,000 + M \times 5,000$	23,000
	500㎡を超え 1,000㎡以下	$N \times 40,000 + M \times 10,000$	$N \times 17,000 + M \times 5,000$	23,000
	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	$N \times 50,000 + M \times 10,000$	$N \times 25,000 + M \times 5,000$	30,000
	2,000㎡を超え 3,000㎡以下	$N \times 60,000 + M \times 10,000$	$N \times 40,000 + M \times 5,000$	38,000
	3,000㎡を超え 4,000㎡以下	$N \times 70,000 + M \times 10,000$	$N \times 50,000 + M \times 5,000$	57,000
	4,000㎡を超え 5,000㎡以下	$N \times 80,000 + M \times 10,000$	$N \times 60,000 + M \times 5,000$	67,000
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下	$N \times 100,000 + M \times 10,000$	$N \times 60,000 + M \times 5,000$	67,000

建設住宅性能評価の料金（住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証）

(い) 種別	(ろ) 床面積の合計	(は) 評価料金の額(円)	(に) 料金の加算額(円)	(ほ) 追加検査一回当たりの料金の額(円)
戸建住宅	500㎡以下	65,000 (検査回数3回)	25,000	12,000
		80,000 (検査回数4回)	30,000	12,000

(い) 種別	(ろ) 床面積の合計	(は) 評価料金の額(円)	(に) 料金の加算額(円)	(ほ) 追加検査一回当たりの料金の額(円)
共同住宅	500㎡以下	$N \times 20,000 + M \times 8,000$	$N \times 17,000 + M \times 5,000$	23,000
	500㎡を超え 1,000㎡以下	$N \times 40,000 + M \times 8,000$	$N \times 17,000 + M \times 5,000$	30,000

※ 料金には消費税を含む。

※ Mは評価を行う戸数とし、Nは検査を行った回数とする。

※ 床面積の合計で範囲外は別途見積もりとする。

※ 料金には紛争処理負担金（建設住宅性能評価申請一戸につき4,000円）を含む

※ 京都府内の検査は、京都市及び山城地域にあつては出張料金12,000×N円を、その他の地域にあつては、20,000×N円を加算する。

別表第4 業務規程第16条に定める、既存住宅性能評価料金の額は、次の表に掲げる額とする。

既存住宅の性能評価料金（一戸建て住宅）

1. 現況検査・特定現況検査

単位：円

延べ面積 (㎡)	設計図書 有 (必須項目)	設計図書 無	再検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)
200㎡以下	60,000	80,000	20,000	別途見積り
200㎡を超え 500㎡以下	75,000	95,000	20,000	別途見積り

※設計図書がない場合、簡易な図面を作成する費用を含みます

※料金には消費税を含む。

※ 床面積の合計で範囲外は別途見積もりとする。

※ 京都府内の検査は、京都市及び山城地域にあつては出張料金12,000×N円を、その他の地域にあつては、20,000×N円を加算する。(Nは検査回数)

2. 個別性能評価

単位：円

評価項目		全ての既存住宅		新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅
		設計図書有	設計図書無	
1. 構造の安定に関する事	1-1 耐震等級 (構造体の倒壊等防止)	40,000 注1 注2	× 注3	20,000
	1-2 耐震等級 (構造体の損傷等防止)			
	1-3 その他(地震に対する構造 躯体の倒壊等防止及び損傷防止)			
	1-4 耐風等級(構造体の倒壊等防止及び損傷防止)			
	1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊等防止及び損傷防止)			
	1-6 地震又は杭の許容支持力等及びその設定方法			
	1-7 基礎の構造方法及び形式等			
2. 火災時の安全に関する事	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	5,000	5,000	3,000
	2-4 脱出対策(火災時)			
	2-5 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部)]	—	—	
	2-6 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部以外)]	—	—	
3. 劣化の軽減に関する事	3-1 劣化対策等級	5,000	5,000	3,000
4. 維持管理への配慮に関する事	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	5,000	×	3,000
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する事	5-1 断熱等性能等級	40,000	50,000	20,000
	5-2 一次エネルギー消費等級	40,000	50,000	20,000

6. 空気環境に関する こと	6-2 換気対策(局所換気対策)	5,000	5,000	3,000
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積りによる		
	6-4 石綿含有率の有無等	別途見積りによる		
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積りによる		
7. 光・視環境に関する こと	7-1 単純開口率	5,000 注4	20,000	3,000
	7-2 方位別開口比			
9. 高齢者等への配慮に関する こと	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	5,000	5,000	3,000
10. 防犯に関する こと	10-1 開口部の侵入防止対策	5,000	5,000	3,000

※ 注1 構造計算書がない場合はお引き受けできません。

※ 注2 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が無い場合はお引き受けできません。

※ 注3 構造については設計図書が無い場合はお引き受けできません。

※ 注4 開口面積計算書が無い場合評価料金は20,000円とする。

※料金には消費税を含む。

既存住宅の性能評価料金（共同住宅等）

1. 現況検査（必須項目）・特定現況検査

共用部分（1棟の料金）

単位：円

延べ面積（㎡）	設計図書 有	設計図書 無	再検査	特定現況検査 （腐朽等・蟻 害）
500㎡以下	9,000	120,000	40,000	別途見積り
500㎡を超え1,500㎡以下	180,000	220,000	60,000	
1,500㎡を超え2,500㎡以下	220,000	250,000	80,000	
2,500㎡を超え5,000㎡以下	250,000	290,000	100,000	
5,000㎡を超え7,500㎡以下	300,000	380,000	120,000	
7,500㎡を超え10,000㎡以下	380,000	450,000	140,000	

専用部分（1住戸の料金）

単位：円

1住戸 （面積に関わらず）	設計図書 有	設計図書 無	再検査	特定現況検査 （腐朽等・蟻 害）
	30,000	40,000	20,000	別途見積り

※ 設計図書がない場合は、簡単なスケッチ図を作成する費用を含みます（本格図面作成費用は別途見積り）

※ 料金には消費税を含む。

※ 床面積の合計で範囲外は別途見積もりとする。

2. 個別性能評価

単位：円

評価項目			全ての既存住宅		新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅
			設計図書有り	設計図書無し	
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	共用	80,000 注1 注2	× 注3	20,000
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷等防止)	共用			
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	共用			
	1-4 耐風等級(構造体の倒壊等防止及び損傷防止)	共用			
	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	共用			
	1-6 地震又は杭の許容支持力等及びその設定方法	共用			
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	共用			
2. 火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	専用	5,000	-	3,000
	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	共用			
	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	共用	5,000 注5	-	
	2-4 脱出対策(火災時)	専用	5,000	-	
	2-5 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部)]	共用	5,000	-	
	2-6 耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部以外)]	共用		-	
	2-7 耐火等級[界壁及び界床]	共用	-	-	
3. 劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級	共用	-	-	10,000

4. 維持管理への配慮に関する	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用	—	×	3,000
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	共用			
	4-3 更新対策 (共用排水管)	共用	—	×	3,000
	4-4 更新対策 (住戸専用部)	専用	—	×	3,000
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する	5-1 断熱等性能等級	専用	50,000	60,000	25,000
	5-2 一次エネルギー消費等級	専用	50,000	60,000	25,000
6. 空気環境に関する	6-2 換気対策 (局所換気対策)	専用	5,000	5,000	3,000
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	専用	別途見積による		
	6-4 石綿含有率の有無等	専用	別途見積による		
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	専用	別途見積による		
7. 光・視環境に関する	7-1 単純開口率	専用	5,000 注4	20,000	3,000
	7-2 方位別開口比	専用			
9. 高齢者等への配慮に関する	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	専用	5,000	5,000	3,000
	9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	共用			
10. 防犯に関する	10-1 開口部の侵入防止対策	専用	5,000	5,000	3,000

※注1 構造計算書がない場合はお引き受けできません。

※注2 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が無い場合はお引き受けできません。

※注3 構造については設計図書が無い場合はお引き受けできません。

※注4 開口面積計算書が無い場合評価料金は20,000円とする。

※注5 平面形状が「その他」に該当する場合は、新築時の建設住宅性能評価書がある場合のみ対象となる。

※料金には消費税を含む

(別表第5)

手数料規程第11条第2項に基づき甲が評価業務約款第6条第5項の申請の取り下げを行った場合、及び第7条第2項の解除を行った場合の料金返還額の算定については、当該料金に次表(イ)欄の申請の取り下げを行った時期に応じた(ロ)欄の率を乗じた額とするものとする。

(戸建住宅の場合)

(イ) 欄 申請の取り下げを行った時期	(ロ) 欄 当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.7
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.5
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.35
第3回の現場審査から第4回の現場審査の前日まで	0.2
第4回の現場審査を実施した日以降	0.0 (返還しない)

(共同住宅の場合)

(イ) 欄 申請の取り下げを行った時期	(ロ) 欄 当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.7
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.5
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.4
第3回の現場審査を実施した日から第4回の現場審査の前日まで	0.3
第4回の現場審査を実施した日から第5回の現場審査の前日まで	0.2
第5回の現場審査を実施した日から第6回の現場審査の前日まで	0.1
第6回の現場審査を実施した日以降	0.0 (返還しない)

ただし、検査回数が6回未満の物件で最終の現場審査(竣工)を実施した日以降は、料金を返還しないものとする。また、紛争処理負担金は全額返還するものとする。